

常勤役員退職慰労金支給規程

2005年1月31日制定（内規改訂）

2020年10月13日改正

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人関西経済連合会（以下「関西経済連合会」という。）の常勤役員の退職慰労金に関して定める。

（算出方法）

第2条 退職慰労金は、専務理事、常務理事および理事の各役位に応じて、次の算式により計算した額の合計額とする。

$$\text{退職慰労金額} = \text{月例報酬額} \times 0.7 \times \text{在任期間} \times \text{支給率}$$

（月例報酬額）

第3条 月例報酬額は、各役位別月例報酬額とする。また、職員兼務理事の月例報酬額は給料手当を含むものとする。

（在任期間）

第4条 在任期間は1年を単位とし、1年未満の端数は月割計算（小数点以下第3位を四捨五入）をする。1ヶ月未満は1ヵ月とする。

（支給率）

第5条 支給率は次の通りとする。

専務理事	4.0
常務理事	3.5
理 事	3.0

（減額）

第6条 当該役員が他団体等の役員を兼務し、他団体等から退職慰労金を受給する、あるいは受給した場合は、事情を勘案し、退職慰労金を減額することがある。

（特別慰労金）

第7条 在任中功績特に顕著な者に対しては、第2項の支給額の2割を限度として、特別慰労金を支給することができる。

（死亡のときの取扱い）

第8条 本人が死亡したときの退職慰労金は遺族に支給する。遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規程を準用する。

（その他）

第9条 関西経済連合会の財務状況ならびに当該役員に特別の事情がある場合は、退職慰労金を減額または支給しないこととすることができる。

附 則

本規程は、2005年1月31日より施行し、1982年3月23日制定の有給役員退職慰労金支給内規は廃棄する。

附 則

第1条の改正は、2020年10月13日から施行する。